

障害者権利条約の最前線

第2回 権利条約のいまの到達点 市民社会・障害者運動の力



日本障害者協議会副代表・全障研副委員長 蘭部英夫

●締約した国の報告は義務

読者のみなさんはつぎの質問にどう答えますか？

「障害者権利条約の内容を知っている」。内閣府の調査（1800人）によると2007年では2・5%。2017年でも3・4%です。締約した国は、条約を周知しなければならぬのですが、まだまだ知られていません。今回は、権利条約を現実にかしていくためのしくみを紹介します。

第35条 締約国による報告

これにより締約国は、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を「2年以内に」委員会に提出しなければなりません。

第34条 障害者の権利に関する委員会
委員会は、各国の条約実行状況をチェックします。締約国報告だけでなく、市民社会（障害者団体など民間）からのパレルレポート（以下パラレポ）を重視します。

●リアルな実態をもとに「建設的対話」へ 権利委員会はつぎのように進行しま

パラレポでは、障害者団体がまとまって、なにを国連に届けるのか、締約国報告のなかに実態と矛盾しているかなどを明らかにすることが求められました。ところが障害者団体の間には意見の違いもあります。そのため、意見の違いは尊重しつつ、なによりも実態を出しあいながら障害者の人権を守る一致点で議論に議論を重ねました。

とりわけ19条をめぐっては、権利委員会は入所施設やグループホームに否定的です。一方、日本では暮らしの場が絶対的に不足し入所施設の待機者が多数います。起草案の作業チームは重度知的障害者の一人暮らしのとりくみのヒアリングや入所施設視察などを行い、議論にあた

す。①締約国報告と②パラレポを検討し、締約国へ③もっと知りたいことを本審査の前に「事前質問事項」として提示します。そして④審査（建設的対話）を行い、⑤総括所見（勧告）を採択します。勧告後は⑥4年後の締約国報告が求められます。

日本の審査は2020年夏に予定されています。昨春秋に③が示され、政府がその回答を準備しているところです。ただ、新型コロナウイルスの状況から、夏の日本審査は微妙ですが、障害者団体は予定通り3月末までに「事前質問事項」に対する第2次パラレポをまとめています。

●締約国報告とパラレポの価値

日本の報告は外務省ホームページに掲載されています。ここでは、第19条 自立した生活及び地域社会への包容（インクルージョン）を例に、審査の過程とパラレポの役割を考えてみます。

報告は障害者基本法、障害者総合支援法にもとづいて、「共同生活援助」「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」を記述していますが実態はまったくわかりません。（資料1）

つては、改革推進会議総合福祉部会のもとである「骨格提言」（2011年）を出発点に置いて入所施設の現実の役割を評価しつつ、「地域移行のための10年戦略」を位置づけました。

●舞台はジュネーブ、そして日本へ

JDFは、2019年3月にノルウェー審査を傍聴し、9月の「事前質問事項」採択前の「ブリーフィング（状況説明）」に30人を派遣しました。

市民社会からの発言（45分）には、JDF竹下義樹副代表などがパラレポのポイントを訴え、ロビー活動も積極的にとりくみました。結果、日本への「事前質問事項」には、○地震や原発災害など言及、避難所のあり方など実質化○強制不妊手術問題○通勤と就業中の生活支援の実現○国内の監視体制、政府から独立した人権機関など、踏み込んだ質問が出されています。

これらに日本政府はなんと回答するか。私たち障害者団体には、国連からの総括所見（勧告）後を見すえ、条約実現にむけ国内課題の解決につながるさらなる運動が求められます。

（そのべ ひでお）

資料1 締約国報告の19条

123.障害者基本法において、全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることとともに、障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことが基本原則とされている（障害者基本法第3条）。（略）

124.障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、单身等での生活が困難な障害者が共同して自立した生活を営む住居（グループホーム）において、相談や家事等の支援、必要に応じて食事や入浴等の介護といった日常生活上の援助を行う「共同生活援助」を実施している。また、障害者が地域で暮らしていくためには、在宅に必要な支援を受けられることが前提となるため、利用者の実態やサービスの提供形態に応じ、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などを提供する「居宅介護」のほか、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」を実施している。

資料2 JDFパラレポ 19条部分

入所待機者の問題は深刻で、（中略）また埼玉県では1569人（埼玉県調べ）、滋賀県では471人（2018年12月現在、障害児者の暮らしの場を考える滋賀県民の会調べ）が入所を希望している。これは地域での生活を行うための社会資源が圧倒的に不足しているからである。多くの障害者の生活は家族依存を強いられ、家族の負担は深刻である。